

議案第 1 号

専決処分（令和 5 年度野々市市一般会計補正予算第 7 号）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

野々市市長 栗 貴 章

専決第 1 号

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度野々市市一般会計補正予算を次のとおり専決する。

令和 5 年度野々市市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 5 年度野々市市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 154,463 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,656,179 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 月 15 日専決

野々市市長 栗 貴 章

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 国庫支出金		4,744,212	128,463	4,872,675
	2 国庫補助金	1,626,611	128,463	1,755,074
14 繰入金		1,287,829	26,000	1,313,829
	1 基金繰入金	1,209,339	26,000	1,235,339
補正されなかった款に係る額		16,469,675	0	16,469,675
歳 入 合 計		22,501,716	154,463	22,656,179

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		10,503,866	128,463	10,632,329
	1 社会福祉費	3,916,220	91,549	4,007,769
	2 児童福祉費	5,670,036	36,914	5,706,950
8 土木費		1,467,899	26,000	1,493,899
	2 道路橋梁費	441,565	26,000	467,565
補正されなかった款に係る額		10,529,951	0	10,529,951
歳 出 合 計		22,501,716	154,463	22,656,179